

大阪府の減損会計フロー図

〈減損の兆候〉
 各部局の現状を踏まえ兆候を認識する指標を設定
 ※兆候を計る指標については、各部局と要調整

【行政財産等を対象】
 ※重要物品、リース資産、ソフトウェアも対象
 ※対象は1億円以上の固定資産
 ※兆候は50%以下に下落したもの

① 固定資産が使用されている業務の著しい低下
 (例) 府営住宅の入居率低下
 箱モノ施設の入場者数の低下等

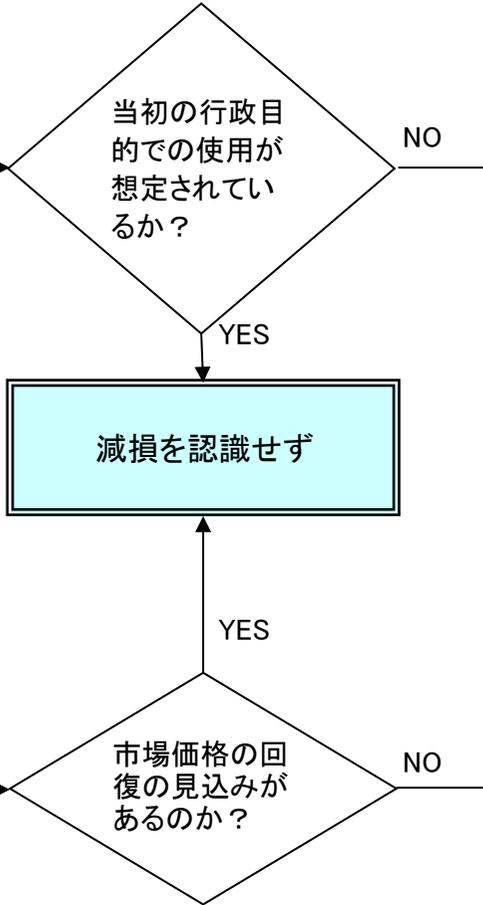
② 固定資産の使用可能性を著しく低下させる変化
 (例) 財プロ等に伴う事業休止

③ 業務運営環境の著しい悪化
 (例) 国の補助メニュー廃止に伴う事業縮小

【普通財産等を対象】
 ※重要物品、リース資産、ソフトウェアは対象外
 ※対象は1億円以上の固定資産
 ※兆候は50%以下に下落したもの

④ 市場価格の著しい下落
 ※財産活用課による時価情報の把握

〈認識の判定〉



〈認識〉

減損を認識

〈測定〉

帳簿価額を次のいずれか高い額まで減額 ※3
 ○ 正味売却価額 ※2
 ○ 減価償却後再調達価額（使用価値相当額）※1

〈会計処理〉

- ※1 減価償却後再調達価額の算定が困難な場合、使用価値相当額(取得価額×残存率)で算定
- ※2 正味売却価額については、財産活用課によって把握している価額(取得価額×修正率)を使用
- ※3 普通財産は行政目的が存在しないため、帳簿価額を正味売却価額まで減額

行政コスト計算書に費用計上